

令和 6 年度第 2 回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	1 議題 (1) 令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算(案)について (2) その他
日時	令和 6 年 8 月 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 0 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	被保険者代表 鈴木友美、尾上俊彦、高橋里幸 保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎、橋本瑞基、遠藤雄一郎、関義弘 公益代表 村岡忠博、藤浪潔、和賀始、安井真由美 被用者保険等保険者代表 近藤啓子 事務局 谷久保福祉部長、前田保険年金課長 給付担当 瀬沼課長補佐、梅原課長補佐、目瀬課長補佐、 筏井副主査、松岡主任 保険料担当 工藤主幹、水島課長補佐 徴収担当 山口課長補佐
欠席者氏名	被保険者代表 石山れいし
会議資料	議題(1)資料1 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算(案)の概要 議題(1)資料2 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計決算見込資料 参考資料1 国民健康保険被保険者の加入状況等の推移 参考資料2 国民健康保険料各市の収納率の推移

	参考資料 3 国民健康保険料各市の収納率の推移と対前年度増減 参考資料 4（1） 国民健康保険事業特別会計 令和 5 年度決算見込資料 決算事項別明細書 用語解説 参考資料 4（2） 国民健康保険料の仕組みについて
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 名

（会議の概要）

○事務局

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年度第 2 回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を始めます。まず、本日は傍聴希望者はおりませんでしたことをご報告いたします。

また、本日は石山委員が都合により欠席されておりますので、出席委員は 12 名です。

過半数の出席ですので、運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定により、会議は成立することをご報告いたします。

運営協議会規則第 3 条第 1 項で会議の議長は会長にお願いすることになっております。会長、よろしくお願いいたします。

○議長

皆様、本日は国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和 6 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第の 1 議題「令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議題（1）資料 1 をご覧ください。はじめに、歳出よりご説明いたしますので、資料中段、「（2）歳出決算」の表をご覧ください。

（款１）総務費につきましては、決算額3億4,519万6,731円で、前年度から約1,893万円、5.8ポイントの増となっております。

内容につきましては、国保事務に従事する職員の人件費、会計年度任用職員等の報酬、県内保険者が共同して行う電算共同処理業務及び事務経費、県国民健康保険団体連合会への負担金、保険料の賦課徴収事務経費、運営協議会の開催に要する経費などを執行したものととなります。

主には2年に1度の被保険者証一斉更新による郵便料や委託料、システム改修費により前年度より増額となりました。

（款２）保険給付費につきましては、決算額148億7,065万2,913円で、前年度から約1億4,741万円、1ポイントの増となっております。

被保険者の医療費に係る保険者負担分にあたる一般被保険者等の療養給付費、柔道整復師の施術や保険証を持たずに治療を受けた場合等に保険者負担分を払い戻す療養費、医療費の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分を支給する高額療養費、被保険者の出産について、1児につき50万円を支給する出産育児一時金、被保険者の死亡について、5万円を支給する葬祭費及びレセプトの審査支払手数料の経費を執行したものととなります。決算総額に占める割合は、65.6%です。

（款３）国民健康保険事業費納付金につきましては、決算額69億78万1,022円です。これは平成30年度から、国保制度改革による保険者都道府県化により、市が県に対して支払うこととなった納付金であり、県全体の保険料収納必要額が市町村ごとの医療費水準や所得水準等で按分され、決定されたものです。決算総額に占める割合は、30.4%です。

（款４）共同事業拠出金につきましては、決算額566円です。

退職者医療制度に該当する者の資格を適正に適用するため、県国民健康保険団体連合会が行う年金受給者一覧表作成に係る拠出金を執行したものととなります。

（款５）保健事業費につきましては、決算額1億8,928万5,281円で、特定健康診査及び特定保健指導に要する経費、医療費通知、歯と口腔の健康づくり教室等に要する経費、市立病院で実施されている事業に要する経費を負担する病院事業会計負担金等を執行したものととなります。

（款６）国民健康保険運営基金につきましては、決算額3億5,003万6,861円であり、基金へ3億5千万円、利子収入が36,861円です。

（款７）諸支出金につきましては、決算額2,022万1,620円で、保険料の還付金の返還金を執行したものでございます。

（款８）予備費につきましては、決算額としては0円ですが、（款５）保健事業費（項２）保健事業費（目２）病院事業費へ330万円の充用を行いました。

以上、歳出の決算総額は、226億7,617万4,994円で、前年度から約4億5,258万円、2ポイ

ントの増となりました。

次に歳入についてご説明申し上げます。

資料上段「（１）歳入決算」の表をご覧ください。

（款１）国民健康保険料につきましては、決算額53億32万1,586円となり、前年度から約1億3,418万円、2.6ポイントの増となっております。

（款２）国庫支出金につきましては、決算額84万1千円です。内容につきましては、東日本大震災の被災者への災害特例臨時補助金や、出産育児一時金が令和５年度より１件42万から50万円に引き上げられたことに対する、令和５年度限り１件5千円が補助される出産育児一時金臨時補助金、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業の経費を国が負担する社会保障・税番号制度システム整備費補助金となります。

（款３）県支出金につきましては、決算額151億3,810万6,182円で、市の保険給付費相当額にあたる普通交付金と、市町村ごとの実績や取り組み状況が点数化され、その点数によって配分される保険者努力支援分などの特別交付金を歳入したものです

（款４）財産収入につきましては、国民健康保険運営基金の運用利子3万6,861円を歳入したものです。

（款５）繰入金につきましては、決算額20億9,515万5,142円で、一般会計及び国民健康保険運営基金からの繰入金を歳入したものです。前年度から約2億6,400万円、14.5ポイントの増となっています。決算額は多額ではありますが、国の示す「決算補填等を目的とした繰入金」は、ゼロとなっています。

（款６）繰越金につきましては、前年度からの繰越金4億3,412万2,201円を歳入したものです。

（款７）諸収入につきましては、国民健康保険料の延滞金、交通事故などの第三者行為に係る納付金等、4,727万8,108円を歳入したものです。

以上、歳入総額は230億1,586万1,080円で、前年度から約3億5,800万円、1.6ポイントの増となりました。

また、歳入歳出差引残額3億3,968万6,086円を令和６年度に繰り越しています。

次に、「２ 事業の概況」について、ご説明いたします。

はじめに、（１）被保険者数の状況です。

年度末の令和６年３月末現在で、前年度比4.07ポイント減の43,839人となっております。

次に、（２）保険給付（医療費）の状況です。

診療報酬の請求件数につきましては、前年度比2.51ポイント減の79万2,833件、診療の日数につきましては、前年度比2.56ポイント減の118万7,095日となりました。費用額につきましては、前年度比0.03ポイント減の168億2,662万8,910円となりました。

次に、（３）国民健康保険料の状況です。

国民健康保険料徴収率につきましては、現年度分が前年度比0.32ポイント増の93.98％、過年度分が前年度比11.69ポイント増の38.42％となり、合計につきましては、前年度比1.21ポイント増の88.05％となりました。

最後に、附属いたしました参考資料の趣旨についてご説明いたします。

参考資料１につきましては、被保険者数の経年変化をお示しするため、平成２８年度から令和５年度までの被保険者数等をまとめたものとなります。後期高齢者医療制度へ移行される方の高止まり等により、平成２８年度末の被保険者数55,917人と令和５年度末の被保険者数43,839人を比較すると、12,078人の減となっております。

参考資料２及び参考資料３につきましては、国民健康保険料収納率の経年変化と県内他市の状況をお示したものです。他市と比較しますと、本市の収納率は、収納率が高い方から数えて、現年分は１９市中７番目、滞納繰越分は３番目、合計では４番目となっております。説明は、以上です。

○議長

ただいま事務局より議題についての説明がありました。ご質疑、ご意見はございませんか。

○和賀委員

歳入に約 233 億 4 千万ありますよね。これは茅ヶ崎市の全体の何％ぐらいになるのですか。市の国民健康保険の収入が 230 億で、そうすると、茅ヶ崎市の全体の予算の何％ぐらいで、全体の予算は幾らなのでしょう。

○事務局

今手元に数字がないもので、確認させていただきます。

○和賀委員

それと要望なのですが、今どこの説明をしているのかが分からなくなってしまうため、今この説明をしていますよと示していただくと分かりやすいので、次回からそうお願いできますか。

○事務局

分かりやすい説明を検討させていただきます。

○議長

答えは後程ということですね。他にご質疑、ご意見はございませんか。

○尾上委員

31 ページにある用語を教えてくださいたいのですが、歳入の不納欠損額というのは、例えば国民健康保険だと、1 億ぐらい上がっているのですが、この欠損額は何なのかということと、歳出の方の不用額、これは何なのか、要は使わなかったということなのでしょうか。結構余っているような感じもするのですが。

○事務局

徴収担当よりご説明させていただきます。

ご質問がございました不納欠損額は、未納保険料が徴収できなくなったものとして、その保険料債権が消滅したことを言います。国民健康保険料の不納欠損事由としましては、国民健康保険法第 110 条の規定により、2 年間で時効により消滅するものと、地方税法第 15 条の 7 第 5 項で規定されている、滞納処分の執行停止をした場合で、徴収することができないことが明らかな場合に行う即時欠損などがございます。即時欠損の具体的な事例としましては、相続放棄、出国、財産調査等により、財産がなく、かつ納付資力の回復が見込めない場合等がございます。

○尾上委員

今の説明、不納欠損額の方は分かりましたが、歳出の方の不用額というのは、これは予算を執行しないで余っている金額のことを言うのでしょうか。

○事務局

不用額というのは、予算としてとったが執行されなかった金額です。

○尾上委員

そうすると、総務管理費だと 3400 万、3500 万くらい余っているということになるので、予算の立て方があまりよくなかったということでしょうか。事務費など、そのように大きく差が出るものなのでしょうか。

やはりこれがあるために、歳入の方の保険料などを値上げしていますから、この辺は厳しくやらないと毎年上げるような形になってしまって、保険料がどんどん上がってくるように思います。

○事務局

おっしゃる通りの部分があって、予算の中で保険料につきましては別立てで見込みを立てているところですが、見積もり等につきまして精査はしているのですが、諸事情による変動も考えられるところから、今回決算がそうになりましたけれども、ご指摘の通り、今後の中でも保険料の見込みにつきましては厳格に対応して参りたいと、そのように考えております。

○尾上委員

分かりました。あと、歳入の方の不納欠損額というのは、いわゆる貸し倒れのような形のことなのですか。

○事務局

おっしゃる通りで、国税徴収法という法に従ってやっていくのですが、債権、徴収債権があったが何らかの事由で、例えば滞納されている方が無財産であるとか、時効を迎えてしまったなどが積み重なった金額、要は債権を放棄してしまっている金額、ということになろうかと思います。

○事務局

徴収担当から説明させていただきます。お話のとおり未納保険料につきましては徴収率向上ため、あらゆる手法により滞納整理を進めていますが、窓口や電話等にて生活が困難な状況により未納保険料において一括納付ができないなどのご相談もございます。そのような場合には分割納付等のご案内や債務整理などの案内も行っております。また保険料の未納状況が継続しており、ご納付がない場合は財産調査により滞納処分を進めていますが、催告書等にも応じず財産が見つからなかった場合などは一定期間経過後の時効により不納欠損になる場合もございます。

○尾上委員

この収入の中の53億に、この1億500万というのは含まれてはいないということですね。収入と見込まれたものの貸し倒れになっているため、この53億は実質の収入ということで見てよろしいわけですね。分かりました。

○議長

他にいかがでしょうか。

○高橋委員

まず、不納欠損額のところに計上している額かというのは、いわゆる債権が消滅したものを載せるということで、ここに載せるから債権が消滅するということじゃないのでそこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

特に滞納繰越分の徴収については、公平性を担保するということから、徹底的に徴収をすべきなのだろうと思いますが、滞納者の納付状況等そういったものを見極めるということが非常に大切なことと思います。

徴収できない債権をいつまでも追い求めると、なかなか本来回収すべき債権が手につかないということで、これはある意味合理的な制度なのかなと思うのですが、生活困窮ということで、例えば生活保護を受給するということであれば、明確な基準になると思うのですが、生活困窮者を見極めるというのは、割と恣意的に働いてしまう部分があるのではないかなと思うのですがその辺はいかがですか。

○事務局

徴収担当より説明させていただきます。

生活状況は個々に異なりますので恣意的な意見もありますが、収支や生活状況など納付資力が今後回復する状況が見込まれるかどうかの要素を共有したうえで執行停止の判断について協議を行っております。もちろん、不納欠損縮減のため滞納整理を進めておりますが、相談内容の中では生活がひっ迫していることから収入状況や生活状況なども鑑み、生活資力が乏しい場合は生活支援課への案内など連携しています。また、窓口などでは本人の意向についても聴取を行い未納保険料や生活再建に向けてどのように進めていくかの相談にも対応しています。

○高橋委員

それから関連なのですが、一つの指標として、いわゆる不納欠損額の収入済額に対する割合というのがあるのですが、例えば総務省が統計で出しているもので、県税と市町村税が一緒くたになっているので、国民保険料と比較するのはどうかと思いますが、大体税の場合ですと、その割合が2%ぐらいで推移しているわけです。決算を見てみますと、滞納繰越分については、大体41.8%というかなり高い率になっています。これはある意味、過酷な付加をしていると言ってもいいのかなと思うのですが。ちなみに、各市の徴収率の推移と言うのもあるのですが、今日の今日ここを出していただくというのもなかなか難しいでしょうから、滞納繰越分について、それぞれの自治体の収入済額と、それから、不納欠損額、その割合を示した資料を次回でも結構ですからお願いしたいと思います。

○議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○事務局

確認の上、ご用意できる部分についてはご用意させていただきます。

○議長

他にご意見はございますか。

○高橋委員

先ほど、病院事業に対する保険事業をやった分については負担金を出しているということなのですが、これは予備費から充用していますよね。予備費から充用した理由は何かということと、どうして補正予算じゃなかったのか、例えば総務費の方ですと、1万5000円の補正を組んでいるのですよね。その比較で、どうして補正ではなく、予備費充用なのかなと。

○事務局

給付担当よりお答えいたします。

まずこの330万円というのが、茅ヶ崎市立病院へ支出する病院事業会計負担金のうち、直営診療施設整備事業の分であって、当初予算の額より多く交付金が受けられると、X線装置機器の購入が可能になったことによるものです。それを受けて、令和6年3月1日に特別調整交付金の変更申請を行い、当交付金の決定通知が議会終了後の令和6年3月25日であったということで、補正予算を編成することが、タイミングとしてできなくて、予備費からの充用となりました。以上です。

○議長

よろしいでしょうか。その他、ご意見、ご質疑はございますか。

他にご意見、ご質疑がなければ、本日の議題は以上となります。

その他について、事務局よりお願いいたします。

○事務局

保険料担当です。12月の保険証の廃止について、現時点で決まっている状況を周知いたします。

令和5年6月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（マイナンバー法）」の一部改正に伴い、マイナンバーカードを健康保険証と一体化し、従来の健康保険証を令和6年12月2日に廃止することとなりました。

茅ヶ崎市の国民健康保険被保険者証は、令和5年8月1日に一斉更新で2年間有効なものを郵送しており、来年令和7年7月31日までは有効となっています。

12月2日以降の保険証廃止後に、新規で国民健康保険に加入される方のうち、マイナンバーカードに保険証機能を紐づけていない方には、保険証の代わりとなる資格確認書を申請頂かずに発行する予定です。詳しい運用や、条例改正については未定のため、決定したら次回の運営協議会にてお知らせいたします。以上です。

○議長

ただいまの説明に対して何かございますか。

事務局、他にありますか。

○事務局

事務局から2点ございます。

1点目は、議事録の確認について、第1回でも委員の皆様をお願いしましたが、事務局で作成した素案ができ次第、公表前にご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

事務局から議事録の確認について連絡がありましたが、何かご意見はありますか。

他にご質疑、ご意見がなければ、事務局よりお願いいたします。

○事務局

2点目は、提案となります。次回の第3回運営協議会ですが、来年2月の開催となります。

議題といたしましては、「令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について」などになろうかと思います。

会議日程については、2月4日火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。

よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○議長

ただいま、事務局より第3回運営協議会の日程が示されました。次回の運営協議会の

日程については、２月４日火曜日でいかがでしょうか。

－異議なし－

○議長

ご異議がないようですので、事務局で調整をお願いします。

委員の皆様からは、他に何かございませんか。

他になければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。